再評価結果（平成20年度事業継続箇所）

担　当　課：道路局　国道・防災課
担当課長名：下保　修

事業名	一般国道11号新居浜（にいはま）バイパス	事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 四国地方整備局
起終点	自：愛媛県新居浜市船木（にいはましふなき） 至：愛媛県新居浜市大生院（にいはましおおじょういん）			延長	9.3km

事業概要

一般国道11号は、徳島市を起点に四国の北部を瀬戸内海沿いに徳島県・香川県及び愛媛県下の主要都市を経て松山市に至る延長約230kmの主要幹線道路であり、産業・経済を支える大動脈であるとともに、通勤・日常生活を支える生活道路としての役割を持つ重要な道路である。

一般国道11号新居浜バイパスは、交通混雑の緩和及び交通安全の確保を図るとともに、松山自動車道新居浜インターと市街地をアクセスさせることで、新居浜市における交通ネットワークの基盤となる道路として地域経済に大きく寄与することを目的として計画整備されたものである。

S62年度事業化	S60年度 都市計画決定	H2年度用地着手	H2年度工事着手

全体事業費	609 億円	事業進捗率	34%	供用済延長	1.9km
計画交通量	13,200～31,200台／日				

費用対効果分析結果	B／C	総費用	総便益	基準年
	(事業全体) 3.4 (残事業) 6.2	(残事業)/(事業全体) 268/552 億円 事　業　費：231/504 億円 維持管理費：37/48 億円	(残事業)/(事業全体) 1,651/1,874 億円 走行時間短縮便益：1,567/1,773 億円 走行費用減少便益：68/84 億円 交通事故減少便益：16/17 億円	平成 19 年度

事業の効果等

・円滑なモビリティの確保（新居浜バイパスの整備により、年間渋滞損失時間が大幅に削減）
・都市の再生（新居浜市駅前土地区画整理事業を支援）
・安全で安心できる暮らしの確保（三次医療施設のアクセス向上に伴い、救急患者の生存率が向上）
・地球環境及び生活環境の改善・保全（CO2・NO2・SPM年間排出量の削減）　他16項目に該当

関係する地方公共団体等の意見

・一般国道11号の交通環境を改善し、新居浜市のまちづくりの骨格を成すことから大きな期待が寄せられており、国道11号新居浜バイパス建設促進期成同盟会（会長：新居浜市長）から積極的な事業促進要望がなされている。

事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等

・S60年3月～H9年2月四国縦貫自動車道三島川之江～伊予間供用
・S62年12月四国横断自動車道善通寺～川之江JCT間供用
・H15年4月に市町村合併（旧新居浜市、旧宇摩郡別子山村）により、新居浜市が発足。

事業の進捗状況、残事業の内容等

・平成19年度末の供用区間は9.3kmのうち1.9kmを完成4車線で供用しており、必要性が高い区間から順次残事業区間7.4kmの用地買収・工事を推進する。

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等

・用地・工事の推進を図り、平成20年代半ばに全線供用を図る予定である。

施設の構造や工法の変更等

・事業実施にあたってはプレキャストセグメント工法を採用し、コスト低減を図る。

対応方針	事業継続
対応方針決定の理由	以上の状況を勘案すれば、当初からの事業の必要性、重要性は変わらない。

事業概要図

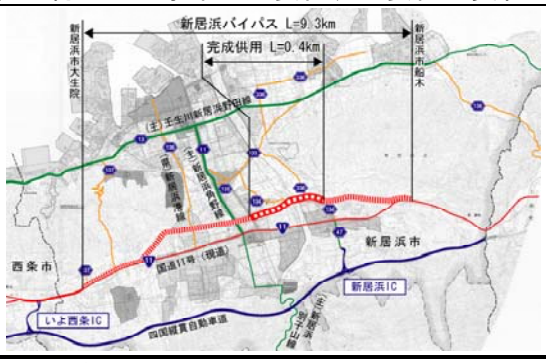

凡　例	
（2車）（4車以上）	再評価箇所
	供用中

※ 総費用、総便益とその内訳は、各年次の価額を割引率を用いて基準年の価値に換算し累計したもの。
費用及び便益の合計は、表示桁数の関係で計算値と一致しないことがある。